

全ての項目を必ずお読みください。

誓約書

公益財団法人東京しごと財団理事長 殿

資格取得サポート助成金交付要綱第11条の規定に基づく交付申請書の提出を行うにあたり、以下の事項について、いずれも相違ないことを誓約します。また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第20条の規定により助成金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第21条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約します。

- 交付申請日の前日から起算して過去5年間に、重大な法令違反等がありません。
- 労働関係法令について、次のアからキを満たしています。
 - ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）以上であること
 - イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること
 - ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していること
 - エ 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること
 - オ 年次有給休暇について、年5日を取得させる義務（労働基準法第39条第7項）に違反していないこと
 - カ 前記以外の労働関係法令について遵守していること
 - キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置をとっていること
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。
- 東京しごと財団理事長が必要と認めた場合には、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当するかの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていません。
- 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営んでいません。
- 助成を受けようとする研修に要する経費の全額を事業主が負担しています。
- 助成を受けようとする研修について国又は地方公共団体から助成を受けておらず、今後受ける予定もありません。
- 助成事業の実施状況及び経費の収支等について、検査等の通知を受けた場合は対応します。
- 助成金の申請にあたって提出する書類は、全て虚偽がないことを誓約します。

交付申請書の日付と同日以前の日付を入力してください。

令和 8年 4月 30日

履歴事項全部証明書と同じ表記で記入してください。

個人事業主の場合は、印鑑登録をしている個人名と住所を記入してください。

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

企業等：企業等の所在地
個人事業主：個人の住所地企業等：企業等の名称 株式会社しごと
個人事業主：事業所の名称

代表者役職 代表取締役

代表者氏名 東京 花子

【電子申請の場合】

代表者氏名は印字のみで可、押印は不要

【紙申請の場合】

代表者氏名は代表者が自署

自署でない場合、印鑑証明書の印を押印

印